

令和7年度東京都税制調査会
第2回小委員会

令和7年7月3日（木）16：00～17：57
都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6

【齋藤税制調査課長】 本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
ただいまから令和7年度東京都税制調査会第2回小委員会を開催させていただきます。
本日の小委員会は、既にお送りしております資料を御参照いただきながら御検討いただければと存じます。
なお、小西委員は、後ほどオンラインで参加されると伺っております。また、関口委員、高端委員は、所用のため、本日は欠席されております。

今後の進行につきましては、諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】 皆さん、こんにちは。以下、私の方で進めさせていただきます。

まず、議題1「法人課税の在り方」になります。事務局から論点及び資料の説明をお願いいたします。

【齋藤税制調査課長】 議題1「法人課税の在り方」の論点等を御説明いたします。

資料2を御覧ください。

論点は、「令和7年度与党税制改正大綱において、これまでの考え方（賃上げ促進・立地競争力強化等のための税率引下げ）の転換が示される中、今後の日本における法人課税はどうあるべきか」としております。具体的な検討項目は、「税率・課税ベースについて」でございます。実効税率、大企業・中小企業の税負担、租税特別措置の在り方、また、地方法人課税につきましては、その意義についても念頭に、御意見・御議論をいただければと存じます。

次に、資料につきまして、事前にお示ししているものから、スライドの追加等がございます。

まず、8ページ、参考資料になりますが、「防衛特別法人税の創設」に係る資料を追加してございます。

法人税を課される法人は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除等、一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から、年500万円を控除した額に4%の税率を乗じて計算した金額を防衛特別法人税額として申告し、納付することが必要となるものでございます。

次に、21ページ、こちらも参考資料となりますが、「法人税に関する主な租税特別措置」の資料中、一番右に「地方税等への影響額」の欄を追加し、総務省が国会に提出しております「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載の影響額を載せております。

資料の説明は以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありました論点について、概ね50分程度で議論を行いたいと思います。御意見のある委員は、御発声、又は、オンラインで御参加の方は挙手機能で合図をお願いいたします。では、佐藤委員、よろしく願いいたします。

【佐藤委員】 今回は、論点出しという理解をしています。まず第一に、政府税制調査会の中でも、今、EBPMの議論がありますとおり、法人課税の在り方を考えるなら、エビデンスを集めることから始めないといけない。特に最近、租税特別措置といった、様々な政策減税が行われているため、これらの効果検証が十分なのかということは、政府税制調査会の中でも議論がありました。そのため、今後、例えば何らかの租税特別措置等を講じるのであれば、予め、きちんとその効果を検証できる仕組みを作っておくということが大前提かなという気がします。これは一般論です。

それから、ここは都税調なので、やはり避けて通れないのは、外形標準課税の問題と、もう一つは中小企業に対する課税の在り方。実際、中小企業の方が影響額は大きくなるということもあります。

まず、外形標準課税は、現在、資本金1億円以下でいろいろと適用範囲を広げていますが、この外形標準課税の在り方が今のままでいいのかどうか。考え方によっては、付加価値割を重視して、我々、経済学者からすると、キャッシュフロー税的な扱いをしてもいいのではないかという議論もあります。課税ベースの在り方について、もし、この適用範囲を今後、特に中小企業も視野に広げるということであれば、外形標準課税の課税ベースに人件費を入れておいていいのかという、具体的にそういう話になってきます。とはいえ、法人税と同じではないというのであれば、キャッシュフロー税的な仕組みを作っていくということも、本来考えなければいけない。

外形標準課税を議論した当初、もう20年前ですけれども、恐らく選択肢の一つだったはずですが。もともとシャウプ勧告から来ているところ、この勧告ではもともと付加価値税の話をしてはいたはずですが。

そのため、ある意味、キャッシュフロー税的な仕組みというのも、外形標準課税の見直しの中で視野に入れる必要があるかなというのが一つ目です。

それから、もう一つは、中小企業の定義が、現在の資本金1億円でもいいのかという話であります。中堅企業という考え方も今出てきています。

さて、御案内のとおり、外形標準課税を避けるために、他にも中小企業の適用税率を受けるために、資本金を敢えて取り崩して1億円未満になっている企業もありますので、この中小企業の定義を、もう少し現代的なものに変えていく必要があるかなと思っています。例えばOECDが、P i l l a r 1、P i l l a r 2等で議論する際は、適用の基準が売上げなのです。それから、関係はないですが、消費税も売上げが基準ではないですか。そのため、ある意味で、企業の経済活動の規模感を表す、より客観的な基準として、国際課税の文脈、あるいは消費税の文脈で考えると、売上げというのもあり得る。こういう形で、中小企業の定義というのを見直していくということも視野に入れる必要がある気がしています。

最後に、今回、成長志向の法人税改革を扱ったときに、一つ課題になったのが繰越欠損金の話で、例えば政策減税などを行っても、研究開発税制も含めて繰越ができない。中小企業はできるようになりましたが。

この繰越欠損金の在り方というのも見直していく必要がある。企業がリスクを取るのであれば、当面、赤字ということもあり得るし、特にスタートアップは最初赤字であるため、将来の課税所得から控除できる仕組みは、経済活動の活性化という観点からも重要だと思います。そのため、繰越欠損金の見直しというのもあって然るべきという気がしており、経済活性化と整合的な見直しになるかと思っています。

私は以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ひととおり皆様の御意見を伺っていきたいと思いますが、他の委員の皆様、いかがでしょうか。

佐藤委員に御質問なのですが、政府税調におけるEBPMの検討会ではどこまで議論が進んでいるのですか。つまり、これから効果分析とかをどこかの場所できちんと行って、その結果に基づいて評価をして税制改正に繋げていくといった形で今後制度化していく議論まで行っているのですか。

【佐藤委員】 まだそこまでは行ってなく、担当省庁や主税局からのヒアリングの段階です。この間、経産省からのヒアリングがあり、研究開発税制やストックオプション税制に関する経済効果について説明を受けました。あとは、住宅ローン減税の減税効果について、国交省から説明を受けたりしましたが、どちらかというと、まだ各省庁のプレゼンの段階だということです。

それから、財務省主税局にて、データを用意していますが、まだ学術的に耐えられるレベルではなく、海外の先行研究を紹介するにとどまっていると思います。これは、土居委員がよく御存じですが、税務データがかなり利用可能になってきておりますので、国税庁、税務署が持っている税務データを利活用して、国内のデータを使

って効果検証していくという体制をこれから作っていかなくてはいけない段階だと思っています。

ただ、考えてみると、今、行政事業レビュー等で各事業の検証とかを行っていますので、例えば、行政事業レビューの政策減税版というか、租税特別措置版があってもよくて、政府税制調査会でなくてもいいのですが、何かそういう会議体をつくって効果検証を定期的に行っていくことはあってもいいと思っています。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

土居委員、よろしくお願いします。

【土居委員】 今、名前を挙げていただいたので、関連して意見を述べさせていただきたいと思います。

佐藤委員がおっしゃったように、租税特別措置の効果検証は非常に重要だと思います。もちろん、法人住民税は、それ独自の効果がどう発揮されているのかということよりかは、むしろ、国税の法人税に準じているものなので、国が法人税の効果検証をするというところで、その議論を援用するという形で見ていけばいいのだろっと思ひます。

ただ、地方独自の課税ということであれば、外形標準課税は、いの一番というところだと思いますし、特に東京都の場合は、外形標準課税の対象になっている法人のデータを自ら持っている。それをきちんと、秘密を保持しながらも税務行政に役立てるために分析に用いていくことは十分可能ではないかと思ひます。

私は、先ほど佐藤委員が御紹介くださいましたが、国税庁の税務大学校で法人税申告書を用いた共同研究を行っているという立場にあり、もちろん守秘義務がかかっている部分はお話できないわけですが、一般的に明らかになっている話、ないしは、その研究成果として公にしたものということで申し上げます。まず、残念ながら、先ほど事務局の説明で追加していただいた、法人税に関する主な租税特別措置、それも国税だけでなく、総務省が地方税に関しても公表している様々な租税特別措置があるわけですが、その租税特別措置と法人税申告書別表1の1という大本となる法人税の申告書類とを紐づけた形で分析することが現状では全くできないため、そういう意味では、租税特別措置の効果検証をするということは、今の段階ですぐにできるものではないという状況にあると思ひます。

片や、外形標準課税については、東京都がデータをお持ちであるところ、少なくとも私が承知している限りでは、学術目的で分析に利用した例や、結果を公にするという形でデータを使うといった例もないのではないかと思ひます。それを積極的に進めて欲しいというのは、個人的な要望としてあるが、ここは個人的な要望を言う場ではないので、敢えて収めます。しかし、内部的に分析するとしても、データはそれなりに揃っていることに加えて、外形標準課税の申告をしている法人は、そもそも一万何千社と限られている中、多くは東京都で納税しているということなので、それなりに網羅性もあるのではないかと思ひます。

特に、私が税務大学校の共同研究の分析結果として公表している話ではありますが、2010年代の法人税改革の期間中、益々1億円超の資本金の法人の数が減っている。その原因としては、いわゆる都市伝説的に、資本金1億円超の企業は外形標準課税が課されるとか、1億円以下の法人と比べて縷々の税制優遇が少ないとか、そういうことが巷間言われてはいますが、果たして本当にそうなのかということは、もう少し踏み込んで議論しないといいけないところ。現に減資している法人が多かったということは確かである中で、地方税制においても税制改正が行われて、今までのように、減資すれば外形標準課税の対象法人でなくなるというほど単純な仕組みではなくなったのは、皆さん御承知のとおりかと思ひます。本来は、減資の理由をきちんと突き止めた上で、どのように対処すべきかということを考える必要がある。

もちろん、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、いわゆる中小企業という定義が、資本金だけでいいのかというのは、また、別の次元の問題として重要なことではあり、そういうところは様々議論の余地が残っているところではあるのかなと思ひます。

それと、もう一つは、事務局に追加していただいた租税特別措置の地方税等への影響額というものを、きちん

と数字を見て議論する必要がある。つまり、国の租税特別措置による影響額というのは、しばしば報道もされたりしますが、地方税を議論するときに、そればかりを見て議論するということではいいのかどうかということだとすると、地方税は地方税の影響というものを、別途きちんと把握した上で議論するということが必要になってくると思います。

それから、最後に一点、法人所得課税というか、法人税及び法人住民税に関するところで申し上げますと、私が分析したことからすると、ごく少数の法人によって税収の多くが納められているという構図になっています。法人税ですと、わずか5%の法人が、法人税収の95%を占めるほどに納税していることから、薄く広くみんなで負担しているという構図ではむしろなくて、ごく僅かな法人が大半の税収を占めるほどに納税しているという構図がありますので、東京都で法人課税を考えるときには、そういったところも認識した上で議論を進める必要があると思います。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

続きまして、阿部委員、よろしくお願いします。

【阿部委員】 佐藤委員と土居委員からも御意見を伺い、私も同様の考え方でございます。租税特別措置法については、効果検証の必要性があると考えております。昨年度の委員会の際にも御質問させていただいたと思うのですが、国税に関しましては、財務省において、租税特別措置法の適用件数や減収額が公表されているところですが、地方税についても同様の資料が総務省により公表されているかについてお伺いしたいと存じます。

法人税に関する租税特別措置として、例えば、加速償却、準備金、税額控除といった租税特別措置は、課税ベースを侵食することになりますので、政策目的が終了した際には、廃止あるいは見直しというのが必要であると存じます。委員の皆様からも御意見がございましたが、効果検証というのが随時必要になるのではないかと思います。

平成22年度の税制改正では、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律、いわゆる「租税特別措置透明化法」が制定され、平成22年4月より施行されております。同法においては、租税特別措置の適用を受けようとする場合には、適用明細書を法人税の申告書に添付しなければならない旨が定められています。地方税についても、国税と同様に租税特別措置の適用状況を明らかにすることで、効果検証や見直しが一層進めやすくなるのではないかと考えます。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

今、阿部委員から、事務局に対してお尋ねしたいという点がございましたので、回答をお願いしますでしょうか。

【齋藤税制調査課長】 先ほどの阿部委員の御質問につきましては、総務省の方で、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づきまして、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書が提出されております。その中身につきましては、それぞれの税目ごとに、どういった条文に基づいて措置されているのかや適用額のほか、国税の法人税に関する租税特別措置の影響が地方税としてどの程度あるのかといったものをまとめた資料が公表されておりますので、御紹介をさせていただきます。また、当該報告書から、一部の租税特別措置であります、地方税への影響額といった形で、今回資料21ページに追記させていただいたところでございます。

私からは以上でございます。

【諸富小委員長】 阿部委員、よろしいでしょうか。

【阿部委員】 ありがとうございました。

毎年、租税特別措置法の適用状況は、公表されているということでよろしいでしょうか。

【齋藤税制調査課長】 総務省から国会に提出するといった形で、資料は公表されているものでございます。

【阿部委員】 ありがとうございました。

【諸富小委員長】 では、他の委員からはいかがでしょうか。

酒井委員、よろしくお願いします。

【酒井委員】 論点1についてコメントをさせていただきます。

まず、租税特別措置法の下で、優遇税制、政策税制、いろいろとなされてきていて、これについてなのですが、賃上げ促進税制や投資促進税制が新設されても、わざわざこれを利用するために黒字企業が、予定にない賃上げや自ら投資計画のない研究開発を積極的に行うといったトレンドがあるといえるのかどうかは、いささか疑問しいと思っております。賃上げについては労働法制との関係、それから、投資に関しては国内需要との関係が、税制というよりも企業行動に影響を与えるのではないかと考えております。

そして、先ほども御指摘がいろいろございましたとおり、税制の有効性の検証がまず必要と考えております。例えば、よく言われるのは、賃上げ税制を利用して税金を減らしてはいるものの、賃上げの方に資金を用いてしまい、その分、設備投資とか研究開発への投資が遅れたなどということはないか懸念されることです。

次に、法人税の税率の引上げが言われているところですが、これについてコメントさせていただきます。

現行税率でも法人税収が上がっている中で、先ほど言及がありましてとおり、有効性の検証も十分でないまま政策税制のメリハリづけのために法人税率を引き上げるとするのは妥当なのか、必要なのだろうかということが疑問です。税率引下げのたびに課税ベースの拡大がかなり進められてきたと見ております。その見直しもせずに税率だけ引き上げることがありますと、特に中小法人は厳しい状況に立たされるのではないかと思います。企業の国際競争力を削ぐような税率の引上げだけの改正については反対だと私は考えております。

そうかといって、これ以上の税率の引下げも不要ではないかと考えております。資料15ページにありますように、我が国の実効税率は既に今高い水準と言えるのではないかとことでありまして、資料16ページにありますとおり、グローバル・ミニマム課税の導入により、国際的に見て、税率引下げの競争には一定の歯止めがかかるのではないかと考えております。大半の税収を負担する大企業を中心に、比較優位を求めて国際的な資本移動が進んでいるということを前提にして、租税制度を設計する必要があると考えております。したがって、企業の国際競争力保持のため、税率の引上げについては、今後も慎重な検討を要すると考えております。

また、法人税率を引き上げると、起こり得る現象として、新たな税負担軽減行為や、租税回避行為を惹起しないかということです。特に、中小企業であれば、役員給与などを通じた個人へのインカムシフトが、法人税率が高い数字のときには有意に見られたということもありますし、今後もそういったことが懸念されるということは付言しておきたいです。

そして、先ほど御指摘があったとおり、繰越欠損金と中小企業の定義の見直しも大事だと思います。繰越欠損金について、今後、繰越可能期間を延ばすということがあるのなら、そのときには、少なくとも事業からのものに限るといった限定が必要ではないかと考えております。

それから、中小企業の定義の見直しは重要な論点であり、令和7年の改正で、資料17ページに記載のとおり、中小企業の範囲での軽減税率の適用を見直すような改正がありましたが、先ほども御指摘があったとおり、客観的な基準で中小企業の定義をもう少し変えていくという検討が必要だろうと考えております。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

続きまして、金井委員、どうぞ。

【金井委員】 既に委員の皆様がお話しされていることとあまり変わらないのですが、今までの法人税率や実

効税率を下げるという話と、様々な租税特別措置によって税率を下げるという話がある中で、下げた分が結局どの経済活動に回ったのかという調査研究がないと、どのように考えていいのかわからないのです。つまり、税率を下げて浮いた資金は結局どこに向かったのかという話が、国やあるいは東京都の方でデータがあるのかどうかという話をぜひ教えていただければというのが一つ目の希望であります。

最初の方のEBPMの観点からいうと、なかなかそう簡単に、現状ではよく分からないということなのかもしれませんが、少なくとも企業行動として、税率が下がるとどのように行動が変わるのかということをお教えいただければと思います。

果たして、税制が変わったからそう簡単に動くのか。他の要因がかなり作用しているのではないのか。そもそも、税金が決まるというのは企業の行動が終わった後、社会経済的な様々な要因の結果として生み出された収益に、あとはどのように計算をしていくのかという話なので、税率によってすぐ行動が変わって、収入が変わるというほど単純な話ではない。我々のように、時給で決まっているような仕事であれば、税率が幾らだと、幾ら働けば幾ら収入になるというのは分かると思うのですが、そうでない企業行動の場合、税率を下げる一体どこにお金が行き、それはどのような行動になるのか。それとも、税制とは関係なく企業行動をした結果として、払うべき税金をいかに節税するのかという計算の問題であって、あまり、企業行動に影響しないとなると、ほとんど何をやっているのかわからないということになりますので、その辺りを知りたいというのが一点目。これは事務局も含めて、結局、法人税率にせよ租税特別措置にせよ、減らして一体企業がどのように行動を変えるのかということをお教えいただければというのが一点目です。

それから、二点目は、一点目に関係するのですが、結局、法人税を払わないで済んだ分は、一体どの支出に回っているのかということです。一つは内部留保という考え方があります。使わないでため込んでいるのではないのかという話がありますが、それは、実際どの程度回っているのか。また、内部留保に対して、どの程度課税がされているのかということも教えていただければと思います。

要するに、減税しても内部留保に回ることがよくないというのであれば、内部留保は税金で取ってしまえばいいという話になりますし、内部留保も意味があるのだとするならば、減税して内部留保することにどういう意味があるのかという話を教えていただければと思います。

それから、三点目は、日本企業は、外国への投資といいますか、結局、配当その他で収益を上げるという構造にかなりシフトしつつあるというところもあります。つまり、日本は、貿易で稼ぐ国でもなければサービスで稼ぐ国でもなく資本収支で稼ぐ。結局、海外子会社に投資するしか稼ぐ方法がないということになると、この配当に対してどの程度課税がされるのか。

簡単に言えば、減税されたら、それを外国投資に回して、それで収益が上がっているとした場合に、それで結構だという話になるのかもしれないのですが、ここはどの程度課税すべきなのか。あるいは、現状で課税しているのかという話を併せて教えていただけると、今後の考える素材になるかと思います。以上三点、今すぐかどうかはともかくとして、あるいは、そういうことを調べる必要があるかどうかはともかくとして、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

今の質問の宛先は事務局ですか。あるいは、他の委員の皆様のお考えも併せてという感じですか。

【金井委員】 もちろん、既に土居委員や他の委員が研究されていて、実態がどうなっているのかというのを御存じであれば、教えていただければありがたいです。それは今後の課題だということであれば、調査研究が必要だという提言になるでしょうし、あるいは事務局が御存じであれば、それを教えていただければと思います。質問の宛先が特に誰にあるというわけではございません。

【諸富小委員長】 分かりました。

では、事務局が答えられるところはお願いします。

【齋藤税制調査課長】 まず、税率を下げた分がどの辺りに回っているのかという部分につきましては、まさに政府税調の方で検討がなされている状況かと思しますので、この点について回答は差し控えたいと思います。

二つ目は、税率が変わると企業の行動に何らかの影響を与え得るのかといったところもあったかと思いますが、けれども、過去都税調におきまして、報告の中で触れている部分があります。資料で言いますと、14ページです。三つ目のポツですが、いろいろ企業の活動、ここでは投資というものを表記していますが、規制緩和や人材育成等も必要な要素であって、実効税率だけが決定的な要素ではないといったことも触れております。要は、実効税率だけでなく、様々な要素が企業行動に与える影響があるといったことを踏まえたものかと思っておりますので、税率だけではないのであろうと考えております。

また、他の質問、一体その支出がどの辺りに回っているのか、内部留保という話もございました。また、配当に対してどれぐらいの課税をすべきなのかというところにつきまして、現段階で、事務局からこうあるべしということを申し上げる状況というよりは、ぜひ、この点につきまして、どうあるべきか、もしお考えのある委員がいらっしゃいましたら、私どもへの御教示も含めて御発言いただけるとありがたいと存じます。

【諸富小委員長】 佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 この主の議論をするときに、重要なのは、法人税の税率引下げであれ、実効税率の引下げであれ、それが、効果があるかないかという一般論ではなくて、どこに効果があつてどこに効果がないかというセグメント分析の方です。研究開発税制もそうです。

一般論として言うと、例えば、政策減税であれ法人税率引下げであれ、効いてくる企業とあまり効いてこない企業があります。効いてくる企業とは、一般論として言うと、やはり中小企業の中でも流動性制約といいますか手元現預金がないところになる。当たり前ですが、減税すれば現金が増えるので、比較的、流動性制約に直面している中小企業について言うと、様々な政策減税が効いているのは恐らく間違いないです。逆に、大企業について言うと、追銭ではないかという議論は否めないかなという気がするのが一つ目です。

それから、実は内部留保という言い方はあまり正しくなくて、内部留保はあくまで利益剰余金であり、利益剰余金は再投資に回す部分もあるため、正確に言うと現預金です。現預金は、今、300兆円程度になっているはずですが、どちらかというと、法人税の税率が下がったことで企業の現預金が増えたのではないかという見方もあります。これも、因果関係なのか相関関係なのかよく分からないため、単に相関関係だけ見てそうだと決めつけるのは危険かと思えます。

それから、先ほど、私、キャッシュフロー税の話をしましたが、この種の議論をするときに大事なものは、税率の上げ下げだけではなくて、課税ベースの設定の仕方です。御案内のとおり、経済学的に中立的な課税であれば税率は問わない。何で税率が重要になるかというと、それが中立的ではないからです。

そのため、教科書的に言うと、法人税率というのは資本コストを上げるので、資本コストを上げることが設備投資であるとか立地とか、こういったところに影響するということになります。重要なのは、税率の話をするだけではなくて課税ベースの話も併せてすることであり、税率を上げるか下げるかよりも、どういう課税ベースに対して税を課すのかというところ。ここも併せて考える必要があるのかなと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

続きまして、土居委員、どうぞ。

【土居委員】 佐藤委員のおっしゃったところはそのとおりで、付け加えるとすると、どうしても課税する側というか、法人実在説的というか、そういう見方からすると、内部留保、これはバランスシートの中で利益剰余金と呼ばれているものなのですが、それが貯まっているお金になっているように見えるのですが、要は、企業金融の観点からすれば、借金、負債で調達するのか株式で調達するのか、それ以外にもう一つ手段があるとすると、

今まで上げてきた利益を蓄えて、それを再投資に回すという形の資金調達手段の一つと企業側は認識しているわけです。

何で内部留保が沢山貯まっているのに賃上げに回さないのだという話も世の中にはあるのですが、それは、別に賃上げに回すためのお金ではない。賃上げに回すのであれば蓄えるといったことではなくて、その手前で分配して、人件費で先に支出して、蓄える予定にしていた内部留保をそもそも蓄えずに利益を減らすという形で行動するはず。そのため、貯まっている利益というのは、もう既に人件費として分配し終えた後に、お金を借りるにしても金利を払わなくてはいけないし、株式を調達するにしても不特定多数の株主が会社の支配権に影響を及ぼすかもしれないといったことがあるのに比べると、資本コストが安いとか、企業の経営に口出しする人が増えないようにするといった配慮があって、内部留保で資金調達しているという形になっているわけです。

そのため、そういう意味で、内部留保そのものはすぐに取り崩せるというものではない。ただ、現預金があるではないかという、それはそれで、現預金が不必要に貯まっているとすると、それは明らかに、不活発、非効率な経営をしているということになる。しかし、いかに企業が不活発、非効率な経営をしているかという話は、法人税を課す側から何か物を言えるものではなくて、あくまでも、企業経営者が残念な経営をしているからそういう結果になっているということで、それ以上税を払えというようなことを追及するということは難しい。現預金が沢山貯まっているから、その現預金に課税するとなると、そもそも現預金ですから足が速いということで、幾らでも税金を課されないようにするという方法はあると思います。そのため、企業が蓄えている現預金に課税するというのは非現実的だし、それを直々にやっているというのは、普通の国ではあり得ないということではあるわけです。

ただ、唯一、我が国でも、特定同族会社の内部留保に課税しているという例外があります。これは同族で経営が完結してしまっているために、利益の分配とか労働分配といったところに、普通の企業だとあるような緊張感がない可能性があることから、ある種、懲罰的な課税がされていますが、それは極めて例外的なものです。内部留保にダイレクトに課税するという話は、時々永田町で話が出てきたりはしますが、普通はそういう課税はしないものかと思います。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

宮本委員、どうぞ。

【宮本委員】 ここまで委員の皆様の話を伺っていて、やや門外漢として漠とした発言になってしまうかもしれないのですが、考えたことをお話させていただければと思います。

考えたことというのは、恐らく、法人課税をめぐる議論は、伺っていると大きく二つの次元があって、一つは、税制の実際の効果といいますか、税制が狙いどおりの企業行動を生み出しているのかということで、これについては、大変怪しいのではないかと認識が広がっているということです。与党の税制改正大綱でも、法人税を下げると企業の成長が促進されて賃金も上がるストーリーというのは、必ずしもそうではないということになっていて、そこはそうだろうと思いますし、租税特別措置も、そのとおりの効果を上げているわけではない。むしろ、外形標準課税の対象にならない欠損企業が、課税から逃れているということになっている。

そういう意味で、一つの次元としては、税制の実際の効果との関係があり、ここはまさにEBPMできちんと検証していかなければいけない。この辺りについては、委員の皆様のお話を受けて大変多く学んだところであります。

同時に、もう一つの次元として、効果とか税制の狙いについても、きちんと再定義というか、今日の社会の状況に見合った形で見直していかなければいけないのではないかとことです。

与党大綱でも、ターゲットを絞った政策対応とか、メリハリのある法人税体系という言葉が出てくるわけです。

が、ターゲットとは何だろう、メリハリはどういうことかと言ったときに、必ずしもこれまでどおりではないのかなと思うわけで、その辺りをどのように都税調として整理すればいいのだろうか。

いろいろな切り口があると思うのですが、例えば大企業の領域で言うならば、ホワイトカラーの仕事に対して、A I とか I C T がどんどん取って代わっていったって、ここでは人余りが起きているのだが、他方で、東京都含めて、地域密着型のエッセンシャルワークは人手不足。人余りと人手不足が同時進行しているのみならず、エッセンシャルワークの人手が足りないことから、都民の生活ニーズも満たしがたくなっているという現実がある。

ただ、こちらに関しては、ホワイトカラーの仕事を奪っているA I とか I C T は、このエッセンシャルワークの領域で上手に活用するならば、それを梃子にして労働の質を高めるとか、処遇をアップするとか、要するに、プロフェッショナルの仕事にしていくことが可能になっているわけです。要するに、今、都民の生活に密接に関連しているエッセンシャルワークの専門性を高めながら、ここで人を確保し、きちんと事業を成り立たせ、都民の生活ニーズにも対処していく。まさにここに、ターゲットとかメリハリという問題があるのではないだろうか。

現状も、こういう狙いとか目標設定というのは漠然とした形であるわけで、例えば、法人事業税もガスとか電気とか水道といった事業には軽減税率が適用されるとか、あるいは、もう少し、保育とか介護の領域に引きつけるならば、御存じのとおり、社会福祉法人は非課税になっているという形はあるわけです。ただ、今、ローカルに必要とされているエッセンシャルワーク、そこで芽生えている可能性みたいなことを考えると、あまりに凸凹があるし一貫性を欠いている。こうした中で賃上げを狙いにするとか投資の促進を図るとか、雇用の拡大を求めるとか、一律一般的に言っても駄目だと思うのです。今申し上げたような、大きな経済社会の転換みたいなところに寄り添っていく税制というのを、現状で行われている様々な取組も継承しながら進めていくという、そんな絵を描いていく必要があるのではないかと思います。二つの次元の二番目のところを、都税調としても意識していくべきではないか。大変漠然としたことなのですが、そのように考えました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

鴨田委員、どうぞ。

【鴨田委員】 先ほど、一部の企業がほとんど税金を払っているというような御意見があつて、それはそうだと思うのです。企業の8割から9割は中小・小規模企業で、その6割は赤字企業で法人税を払っていないということです。このように、こういう租税特別措置法があつても、そういう方々は全然影響がないというか、特にこの法人税率の特例などは使わないということです。

ただ、事前説明のときに事務局に調べていただいたのですが、均等割については、赤字企業でも払わなくてはならないということで、市町村民税相当分については、資本金1億円超の法人よりも、1億円以下の法人の金額の合計が大きかった。そのため、赤字企業のボリュームは大きいのですが、その辺りも何か考えていかないといけないと思いました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 手短かに3点ほど。

一つ目は、先ほど、土居委員からファイナンスの話があつたことを受け、そうだったのですが、金利が上がり始めているということが、少しこれまでと状況を変えています。

例えば、投資における減価償却と即時償却の違いを考えてみます。金利がゼロであればどちらでもいいのですが、金利が上がってくると、減価償却は現在価値が下がっていくため、当然のことながら、今の法人所得課税ですと、投資に対するマイナス効果というのが出てくるはずなのです。

もう一つ、より重要なのが利払費です。

この次の議題である利子割にも関わるのですが、これまでは金利が低いと、利払費の控除は大した話ではなかった。そのため、企業の資金調達において、借り入れか融資か、あるいは内部留保かというときに、そこまで大きな影響はなかったのかもしれないが、金利が上がってくると、利払費の控除ができるという意味において、恐らく負債による資金調達の方が有利になってくる。これは有名な話ですが、教科書的な話がこれから戻ってくる。くどいですが、税率云々というのと併せて課税ベースに対する配慮というのは、これから持っておいた方がいい。

あと二点ほどです。

以前から申し上げているとおり、地方における法人課税は、幾つか前近代的な仕組みがあり、一つは法人住民税の均等割です。今、資本金と従業員の数でざっくりやっていますが、これは何なのだろうと。地方から見ると、超過課税をするのにちょうどいいという、ミニマムタックス的な位置づけなのかというところで、いわゆる応益原則ですと言われても、厳密に対応しているのかという話になります。特に、従業員というところが段々怪しくなっているわけです。従業員がいない企業も存在するわけで、工場等でオートメーション化されれば従業員はいない。そのため、この均等割の位置づけというのを少し考えてみた方がいい。

また、関連しますが、法人税の按分基準です。以前から申し上げているように、従業員と事業所で割るとするのはいい加減止めた方がよくて、特に、この間、財政制度等審議会でも課題になったのが、東京に税収が集まっている一つの理由が、経済活動の実態を表していないのではないかと。例えば、コンビニのようなフランチャイズだと、ロイヤリティは本社に集まりますし、いろいろなデジタル、オンラインの販売ですと、当然売上げが全部本社に一括計上されますので、投資や従業員が東京に集まっているのであれば、東京に集まるのはいいし、そうではないのならば、東京に集まるのはおかしいのではないかという議論になってくる。では、もう少し経済の集約度をきちんと表す指標に基づいて按分した方がいい。

例えば、人件費とか固定資本とかがきちんと東京に集まっているなら、それは東京が取ればいいし、売上げだけが地方に発生しているなら、売上げは地方のものではないかという議論が出てくるため、海外で行っているような配分基準、売上げと固定資本と人件費で按分するといった形で、経済の実態により近い按分基準を考えた方がいいのかなと思いました。これはいつも言っているのですが、今回、論点出しなので、一応議事録に残したくて一言言わせてもらいました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

大体これでひととおり御意見を伺えたかなと思います。

ここで、池上会長から各委員の意見を伺ったコメントをいただければと思います。よろしくお願いします。

【池上会長】 ありがとうございます。

非常に多くの多様な意見が出て、もちろん、今日、まとめるような話ではないのですが、気づいた点、重要な点を並べさせていただきます。

一点目は、今回のこのテーマを出した大きな理由が、資料2ページに出ていますように、令和7年度与党税制改正大綱の論調がどうもこれまでと違うということをどう捉えるかということだったと思います。しかも、ここには何が書いてあるかという、結論としては、「法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施するなど、メリハリのある法人税体系を構築していく」と書いてあるのですが、その上の方に、「今般、EBPMの観点からデータ分析等を行い、法人税改革の成果について議論を行った」と、書いてある。EBPMの検証が終わったかのような書き方になっているのです。ただし、今日の皆さんの御発言を伺っていると、どうもそうではない、実は途中で、これからやるのですということになると、結論を出すのが随分早いと感じられたところがございます。

特に、EBPMに関しては、10年前の平成27年度から28年度にかけての税制改正をはじめ、課税ベースの拡大

と税率の引下げをこの10年間行ってきたはずなのですが、それについてのエビデンスの検証については、今、お話があったとおりです。減税によって増えた現預金をどう評価するか。それが、政府の政策目的どおりだったのか、それに反する状況なのか。或いは、海外投資からの収益に依存するような経済対策になっているのではないのかという点についても、それは果たして目的どおりの効果を上げたと言えるのかといった議論もあります。それから、今お話があったとおり、ターゲットを絞った政策対応を実施するということは、租税特別措置を拡大すると言っているようにも聞こえるわけですが、それについては、投資、あるいは賃上げの影響について検証が行われていないのではないかと。そうすると、かなり与党大綱への評価は慎重なものになるというのが、今日の議論の大勢だったかと思います。これが一点目です。

二点目は、中小法人の定義に関するところです。

実は、前期もその議論を行っており、そこでは、結論を出したわけではないのです。これは一回議論して終わる話ではないので、前期の議論の状況、あるいは、その段階での報告の内容も踏まえて、また議論しなければいけないと感じたところです。

三点目は、これも前期に、いわゆるDX時代の情報利用の問題を議論したかと思います。そのとき、先ほどお話がありましたとおり、片方でプライバシーの尊重が当然大原則としてありつつ、しかし、せっかく集まっている情報を、政策形成といいますか、税制改革といいますか、そういったことに対して果たしてどこまで使えるのか、あるいはそれに関する政策提言にどのように利用していけるのかということについての議論があったかと思います。

特に、法人税は国税ですが、法人事業税、もちろん個人事業税もそうですが、いわゆる事業税に関しては、もともと地方税にしかない税金ですから、これについてはどう考えるべきなのかという問題提起もあったかと思っています。そういったことも、当然、議論すべき対象になるのではないかと伺っていたところです。

宮本委員からは、法人税あるいは法人課税そのものを問うというよりは、東京都をはじめとする地方自治体が行っている公共サービス、あるいは地域経済に対する貢献ということで、例えば、エッセンシャルワークを担う人々の確保、あるいはそのための事業について、法人関連の税制で一体何ができるのか、どういう立場からアプローチすればいいのかという問題提起もありました。また、いわゆる赤字中小法人の法人住民税均等割について、実態も含めて、これをどう性格づければいいのかという問題に関して、今、佐藤委員、鴨田委員からお話がありました。

それから、佐藤委員から、分割基準についての問題提起も改めていただいたかと思いますので、そういったところをどう考えるのかも含めて、今期における法人課税の検討の項目がかなり出揃ってきたと伺っておりました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

今日は、会長もおっしゃいましたように、結論を出す回ではないのですが、非常に多岐にわたる御意見をいただきましたので、地方税として、法人課税に関して一定の論点が出たと思います。本日は時間も参りましたので、一旦このテーマについては終了させていただきまして、論点を整理して、今後の議論の素材といいますか、論点を提示したというところで今日のところはとどめたいと思います。どうもありがとうございました。

では、次の議題、「個人所得課税（個人住民税利子割）」に移りたいと思います。事務局から、論点及び資料の説明をお願いいたします。

【遠藤税制調査担当課長】 それでは、テーマⅡ「個人所得課税（個人住民税利子割）」の論点等について御説明いたします。

資料3の1ページを御覧ください。

論点は二点ございます。

住所地課税の例外として、口座所在地の都道府県で課税している個人住民税利子割については、現在、国において、インターネット銀行の伸長などにより、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることを理由として、税収帰属先を見直す検討が行われております。取りまとめは今後となりますが、この検討会では、利子割の税収が東京に集中している傾向が今後も継続し、あるべき税収帰属先との乖離が拡大していくとの認識の下、現状では、住所地課税を実現することは困難として、住民税の課税データによる清算基準を早期に導入すべきとの方向で議論が進められております。

都としては、税収帰属の適正化に向けた検討自体を否定するものではございませんが、安易に清算基準を導入するのではなく、十分に実態を把握し、デジタル技術等の活用により、住所地課税の実現に向けた検討を進めるよう、国に対して提案要望を行ったところでございます。

このような状況から、論点1として、「利子割の適正な税収帰属の在り方とはどのようなものか」。論点2として、「税収帰属の前提となる正確な実態把握のためにはどのような検証が必要か」としております。

検討項目は、一点目「現在の税収帰属の状況をどう捉えるか」。二点目「今後の税収帰属の傾向をどう考えるか」。三点目「正確な実態把握のためのデータによる検証（実態調査の可能性）」としております。

議論に当たりましては、こうした観点から、国の現状認識の妥当性にも触れていただきながら、論点1と2を一括して進めていただきたく存じます。

なお、資料につきまして、事前説明から一か所変更しておりますので、御説明いたします。

19ページをお開きください。「全国知事会から国に対する提言（案）」の資料になります。

下段に、7月1日に行われました地方税財政常任委員会における東京都の発言骨子を追記してございます。

その他、大きな変更はございません。

事務局からは以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、今、御説明いただいたことにつきまして、議論をしたいと思います。

先ほどと同じような形で50分程度議論を行いますので、御意見のある委員は御発声、もしくはオンラインで御参加の方は挙手をいただければ指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、小林委員、どうぞよろしくお願いいたします。

【小林委員】 この利子割の話は、この間、事務局から会議資料の説明を聞いて、これは非常に興味深い現象が起きているなということで、いろいろと私なりに調べてみました。まず、論点にもありますが、実態把握についてということ、今日の資料の7ページに総務省の資料がありますよね。やはり、これを見てまず思うのは、令和3年度から令和4年度への変化ですよね。所得割も、あるいは配当割とかも、別に東京都のシェアは特段変化していないのに利子割だけ急激に、24.7%が41.5%になっているのは、本当に異常な変化に見えますので、まずは、ここで何が起きているのかということをしちゃんと解明すべきだと思います。今、総務省というか地方財政審議会で検討会が行われており、そこでもかなり資料が出ていますが、ここの実態解明というのをまずきちんとすべきだろうと思います。

解明も必要ですが、ただ、このデータから確認できるというか、分かるインプリケーションとして、総務省で言われているインターネット銀行がこれの主たる原因だ、要因だという仮説は、信憑性が薄いと思うのです。インターネット銀行が拡大してきたことによって、東京への集中が進みやすくなるというのはそうだろうと思いますが、少なくともこの変化を説明できるということはないと思います。

というのは、インターネット銀行が、令和3年から4年の間に急激に規模を拡大してきたということがあるのであれば、そうなのかなという話にもなりますが、そうではない。そうすると、主たる原因は何なのかというこ

とをきちんと考える必要がある。

そのときに、これも総務省からの資料ですが、今日の資料の11ページにあるように、紫の線がインターネット銀行で、その下が、一時払養老保険の差益分ということで、これは、要するに保険会社の問題でもあるわけですね。これが一過性の問題なのかどうかというところが大きな論点になるのだらうと思います。

そのときに、改めて7ページを見て思うのは、利子割の東京都のシェアは、令和1、2、3年は23.1、21.2、24.7と、20%台前半で動いていますよね。そこから見ると、令和4年度というのは本当に急増しているように見えるのですが、その手前のH28、H29、H30は、18.3、15.3、17.2ということで、10%台後半で動いていて、少なくとも、ここで結構変動が大きいのです。他のシェアはそれほど変動していないので、この変動をどう見るかが非常に重要であるというのと、この手前ははどうだったのかが非常に気になるところです。

そこで、私の方で、調べてみたのですが、ネット上に地方財政統計年報が2003年度（平成15年度）から出ていますので、ちょうど配当割とかが入った時期でもあるので、そこから全部計算してみたのですが、この平成28年度の手前の状況というのが非常に興味深くて、少なくとも利子割だけで言うと、平成18年度から27年度の10年間で、27%から39%という間で動いているのです。特に、この平成28年度は18.3%ですが、その直前の平成27年度は、38.1%なのです。だから、この38が18になるという、20ポイント急落していて、これが何なのかということもきちんと説明できないと、やはり利子割の実態が把握できていないということになりますので、ここは解明すべきだらうと思います。

次に、対応策としてどうすべきか。対応策まで論点として検討するように言われてはいませんが、この状況を放置していいのかどうかというところは考えておかななくてはいけない。今の事務局からいただいた資料のスタンスですと、やはり、実態把握をきちんと進めるべきで、安易な清算基準の導入はすべきではないと。しかし、これだけのことが起きていて、実態解明をやるまでは一旦手をつけるべきではないみたいなスタンスを取るとするのは、これは、東京都のエゴではないかなと私は思いますので、そこももう少し踏み込んで考える必要がある。もちろん、性急な対応策を実施すべきではないというのは、一理あるのはそうではあるのですが、もう少し別の観点から考える必要があるかなと思います。

そういうことで、先ほどの保険会社の問題ですね。これは、結局、インターネットだけの問題ではなくて、本店一括納付となるというインターネットと関係なく、請求事務を支店がやっていない場合、昔から本店一括納付となるケースがあるということに起因をしていて、こんなに大きく変動するというのは、この利子割の実態が、本来あるべき住所地課税の原則から大きく乖離しているということを示唆するだらうと思いますので、ここは、配当割や株式譲渡所得割と同様に、住所地課税に改めるべきというのがやはり本筋だらうと思います。

ただ、いろいろな理由があるでしょうが、一番は、大規模なシステム改修が必要になるということから、一定の時間が必要だということで、そのための一時的な対応として清算制度を導入するということには合理性があると私は思います。

問題は、その清算基準であって、現在の総務省の検討会の、今日の資料だと10ページ、所得割を有力視しているような形になります。 「課税データ（所得金額や所得割額等）を清算基準とする」ということで、確かに、市町村への利子割交付金も基本的にはそういう基準でやっていますので、一定の合理性があるといえはあるのかもしれないですが、改めて、先ほどの7ページで見てもらったときに、利子割を住所地課税に切り換えた場合、恐らく、所得割よりも配当割や株式譲渡所得割の方に近いシェアになるのではないかと。

これは、推測にすぎませんが、やはり、同じ金融資産という、同じ原資から生まれた所得なので、通常の所得割よりはそちらに近くなるだらうと考えると、これを、単に所得割だけで清算するというよりは、むしろ、配当割と株式譲渡所得割を組み合わせたような、これをどういう比率で組み合わせるかは、もちろん議論の余地はあるのですが、一定の比率で組み合わせる清算基準を導入するということを検討すべきではないかなと思います。

そちらの方が建設的な提言になるのではないかなと思いますので御検討いただければと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

小林委員、大変いろいろお調べいただきまして、ありがとうございました。利子割に関しての動きをずっと遡っていくと、平成28年以前は、むしろ比率が高かったことが分かったということですね。

【小林委員】 そうです。

【諸富小委員長】 その上下動の原因に関して、小林委員の御見解というのはいかがなもののでしょうか。

【小林委員】 インターネット銀行がそんなに規模が大きくない中でこれだけの変動があるので、インターネットとは関係ないところで変動が起きているのだらうと。その確たる要因は、私の方では全然分かりませんが、今回の話で言うと生命保険の一時金は昔からあるわけですので、それが大きく寄与している可能性はあるのではないかと。ただ、それは、大きな変動があるという事実が分かるだけで、その原因は、誰も検討していないので今は分かっていないわけです。その原因が分からないからといって、この問題を放置すべきかということ、そうではないだろうというのが私の考えです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ということで、インターネット銀行の発達とはどうも関係なさそうだとということ、ここは非常に重要なポイントかなと、今、お聞きしていて思いました。

【小林委員】 全く関係ないわけでもないのですが、この大きな変動を説明するには全然足りないということです。

【宮崎税制調査担当部長】 事務局から、一点補足がございます。

【諸富小委員長】 どうぞ。

【宮崎税制調査担当部長】 今、平成28より前のシェアの話が小林委員から出たと思うのですが、このときに法人の利子割が27年度までで廃止となり、28年度から個人の利子割だけになったという大きな制度変更がございました。したがって、27年以前は、都内の口座にある企業の預金に関する利子というものも、東京都のシェアの一因となっておりましたので、そこは補足をさせていただければと思います。

それから、もう一点、都のスタンスについて若干誤解されていると思われる部分がありましたので、念のため申し上げますと、東京都も、見直し自体は特段反対もしておりません。きちんと状況が分かった上で見直すということであれば、それは特に反対するものではございませんので、補足をさせていただきました。

以上でございます。

【諸富小委員長】 そうですね。都としては、従来どおりの原則に基づく考え方そのものは否定していないということですね。ただ、無理な清算基準のようなものが入ってきたりということについては、それはおかしいのではないかと議論は、可能性としてはありますが、このまま放置するということではないということですよ。ありがとうございます。

小林委員から随分興味深い論点をいただきました。また、事務局からも、28年以前の変化については、法人の利子割については算入されなくなったという大きな変化についての補足説明もございました。ありがとうございました。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

土居委員、どうぞ。

【土居委員】 まず、実態解明は不可欠だと思います。資料3の22ページにあるように、まさに東京都で納付された利子割の税収を、どういう機関がどれぐらい納入しているのかということについて、調査結果をこの税制調査会で明らかにしてほしいということまでは申しませんが、つぶさにお調べになられるといいのではないかと

と思います。

特に、14ページにあるように、近年の利子割税収の変化というのは、他の道府県と比べて特異な傾向を見せているというのが東京都の利子割税収だと思います。つまり、全ての道府県でそうだというわけではないとはいえ、東京都を除く46道府県は、トータルでは、この近年、減少しているにもかかわらず、東京都は増加しているという傾向ですので、それが合わさって、シェアがそういう変化になったということだと思いますから、どういう機関から納付される利子割税収が、どれぐらいのマグニチュードで増えているのかということをお内部的にお調べになられることで、原因の核心に迫れるような部分まで、何らかの動きをつかむことができるのではないかと思います。

それとともに、東京都だけ調べても意味がないわけで、もう少しきちんと全国的に調べていただくということは、それはそれとして必要だと思います。少なくとも、資料3の11ページ、12ページで、総務省が出している資料が相当粗い。それは、家計調査のデータで、1世帯当たりの貯蓄、預金残高から割り出しているにしては、あまりにもサンプル数が少な過ぎると思います。今、既存の統計で、もう少し精緻に迫れるとすれば、私が知り得る限りでは、日銀の都道府県別預金残高です。せめて、それをここで出すべきであって、家計調査を基にして計算するというのは、少し粗過ぎるのではないかと思います。

日銀の統計だと、個人預金として、個人名義の預金は別記されていますから、それは調べることが可能なはずで、家計調査よりかは、明らかに日銀の都道府県別預金の方がより精緻だと思いますし、さらに今後のことを考えると、やはり預金もマイナンバー附番をしっかりといただくということを、社会全体のインフラとして提起していく必要があるのではないかと思います。

それ自体が直接利子割税収に関わる部分も、そうではない部分もあるのですが、この議論を契機にして、預金口座のマイナンバー附番というものをしっかりと進めていく必要があるのではないかと。むしろ、税制調査会の意見書の中で、このマイナンバー附番に対する意見を入れてもいいのではないかと、それぐらい価値のあるものではないかと思っています。

もちろん、今、画面共有していただいているように、マネーロンダリング対策になるということはもちろんのことですが、名義人不明の状態になる休眠口座のようなものを防ぐということもできるでしょうし、さらには、今後、金利が上がってくるにつれて、利子収入、利子所得が増えてきて、当然、利子割税収も上がってくる。そうすると、金融機関所在地で課税しているというのが実態だということが、よりクローズアップされる可能性がある。つまり、マイナンバー附番をせずに、所在地で納付しているということになると、住所地で課税しているということになっていないことがよりクローズアップされ、しかも、今まではゼロ金利だったから目をつぶっていられたかもしれないが、金利のある世界になり無視できない金額になってくれば、やはり、住所地課税を徹底するという意味においては、マイナンバー附番は当然なされないといけない。

さらには、場合によっては、利子所得も含めた所得の捕捉をすることを通じて、所得再分配、それは、社会保険料を課すときにも、今は利子所得は、課税ベースには含まれていないわけですが、そういうところにも、口座にマイナンバーを附番することを通じて、所得捕捉ができるようになる。働いて稼いだ所得と年金所得だけではなくて、利子所得も含めて応能負担する仕組みに繋げることは、社会保険料の制度においても必要であり、口座のマイナンバー附番は重要になってくるのではないかと思います。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

続きまして、金井委員、どうぞ。

【金井委員】 両委員のお話とあまり違わない中身になるかと思うのですが、住所地課税という原則に立ち返るというのが、一応本筋だろうとは思っています。問題は、何でもデジタルと言えば物が解決するような風潮があ

りますが、実際問題、住所地課税を実現する見通しというのがどの程度あるのか。それは、経過期間を経たというのが大前提ですが、経過期間を経てシステムを改修すると、ある程度住所地課税ができるようになるという話なのかということが、一つ関心のあるところであります。

簡単に言えば、口座をつくるときには、一応原則としては本人確認をしますから、少なくともその段階での住所は分かっているということになり、それが、個人番号と連動していれば名寄せしやすいということになると思いますが、全ての口座が個人番号とひもづいているわけでもなければ、そもそも、住所を登録したものがそのままあるという保証もない。要するに、今住んでいないところに口座上の住所があった場合に、一体どこに税金を払うのかと考えていくと、非常に面倒くさそうだと。手間をかけた挙げ句、総収収は結局変わらない。変わらないどころか、住所地不明だとなると、かえってこの人は税金を納められないというか、納められない税金が発生してくるということになりかねないので、実際、どういう段取りが考えられるのか非常に興味があります。

住所地で課税することが原則にあるべきですが、それを実現するためにどういうことが可能なのか。また、全ての口座を個人番号とひもづけようなどという大プロジェクトをやると、これも、またいつまで経っても、ひもづかないのが残るに決まっているわけです。結びついていての方が楽ですねという、行政側の都合はそのとおりだと思うのですが、現実にはそうならないときにどうするのか、金融機関と課税当局の間で、どういう道筋が書けるのかというのが一つ目の関心ということになります。

それができる意味があるのであれば、本筋としてはそれをやるべきだということになりますし、それが、さらに、口座と個人番号がひもづけば波及的にプラスの効果があると言えば、そのプロジェクトをやるということはあるのかもしれないですが、当面、手間がかかる割には大変そうだという気はします。

それから、仮に住所地に割りつけた後、やはり東京に集中していたという事実が分かると、手間をかけた挙げ句にその制度はよくないという話になりかねませんので、二の足を踏むのだらうという気はします。

三つ目は、分割基準でやる方が結局楽だらうという話になると思うのですが、これは土居委員の御指摘も全くそのとおりで、非常にいいかげんなデータで配分するのはどうかということになって、現状では、この総務省の資料も含めて、あまり積極的な資料ではない。

小林委員が提案されたのは、既にある税金に連動させてしまえということですが、これも、配当と違うだろうといろいろ言われると困るかなと思います。結局のところ、しっかりとしたデータで譲与税的な分割をすることができるのかということが次に問題になってきます。個人番号とか住所を全ての口座と確認して、住所地原則を実現するというよりは多分楽だらうという気がしますので、何かいい基準を見つけないという話にならざるを得ないのではないかと思います。

実態の原因を究明するというのは、それはやった方がいいとは思いますが、やった挙げ句、結局どうなるのか。結論として、どういう分配が必要なのかという話にならざるを得ないと思いますし、そもそも、実態を把握しようと思ったら、本当は住所地原則で業務統計として上げてこないと、つまり、別のもので計算しても所詮無理で、結局、業務として住所地に一旦課税させた上で、業務統計として幾らだったというのを把握するしかないと思いますので、調査は、あまり現実的ではないかなという印象を持っているところです。

私の感想は以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

続きまして、工藤委員、どうぞ。

【工藤委員】 何点かございまして、少し感想めいたことにもなってしまうかと思うのですが、順番に資料に沿ってお話をさせていただきます。

一つは、先ほど土居委員からもあったマイナンバー、そして、今、金井委員からも御意見があったところですが、この点は、恐らく二つ考え方があのかなと理解しております。

一つは、諸外国のように、銀行口座をそもそも開設するときに、マイナンバーなりIDが必ず必要である。もし、そこに変更が生じた場合、当然、IDは、住所の変更を反映しますので、自動的に金融機関もその情報を取ることができる。やや原理主義的な発想で、恐らく、これは、今、金井委員がおっしゃったとおり、日本でそれをやろうとすると、なかなかうまくいかないのではないかと。そういう意味では、逆に、そうではないソリューションを考えなければいけないということで、これが第二のソリューションになるわけですが、マイナンバーカードとひもづけを進める一方で、それができていない実態について、どのように、なるべく現実的なソリューションを考えていくのかというのが問題になると考えております。これが、まず、今の住所地の問題。特に、現在、銀行口座が、必ずしもIDとマイナンバーと結びついていない点に関するコメントと感想になります。

二つ目は、先ほど、これは小林委員からのお話にもあったかと思うのですが、インターネットバンキングについての問題です。

これは、私自身も、事前説明でお聞きして、実際、それほど影響がないということで逆に驚きを覚えたところになります。資料で言うと、これは16ページですが、実際問題として、インターネット開設口座数は5.8%程度ということで少ないのですが、ここで見て分かるように、預金残高にすると3.5%でさらに下がる。恐らく、この傾向というのは、インターネットバンキングは、どちらかというと、お財布的に使っている方が多いので、必ずしも預金残高が高くない。そうだとすると、やはり、全体的な傾向というのは、伝統的な傾向との関係性というのが、実際はあまり国民の中で変わっていないということを表しているのかなと思います。

そうだとすると、今後、インターネット銀行の開設口座数がさらに増えたとしても、恐らくは、預金残高比で見た場合には、あまり大きく推移しないのではないかと考えられますので、そういった意味では、インターネット銀行の問題は、それほど大きくないのではないかと。特に、インターネット銀行の体裁をとっていても、普通の都市銀行などが母体にあり、そこが、結局、支店や本店を持っているというケースも日本の場合には非常に多くございますので、そういった意味では、この点については、大きく今後変わることがないのではないかと予想されると私は思っております。ややこれも感想めいた話で恐縮です。

最後に、これらが実際に東京都において、今後、どのような影響があつて、どのように対応しなければいけないのかという問題なのですが、21ページにもありますように、マネーロンダリングの関係で言えば、現在、住所地の問題いかににかかわらず、現金での取引というのはかなり制限されてきておりますし、万一、現金での取引があった場合には、本人の情報などを確認するということも随分増えてきているようですので、そういった意味では、逆に、金融機関を通さない取引であっても、その取引に関わった方の住所地などを把握することは、理論上はかなり進んでいるはずと思われま。

このことが、実際、東京都にどのぐらい影響があるのかについては、私も調べてみたところ、データとかはないようなのですが、そのデータを集めると同時に、今日は、全体的にまず情報を集めるということについてのお話があったと思いますので、ぜひその辺りは、今後の一つの課題として考えていただけると幸いです。

私からは以上の三点になります。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

続きまして、阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 結論として申し上げます、利子割の帰属の適正性を確保するためには、金融機関が、預金者の住所地の情報を把握することを求める措置が不可欠であると考えます。この点は、マネーロンダリングの防止の観点のみならず、二重課税の調整における適正性、公平性の確保、さらには課税の透明性、いわゆるTax Transparencyの見地からも重要であると考えております。暗号資産の取扱いについても、この観点は重視されるべきものと認識しております。

以上でございます。

【諸富小委員長】 明快な答え、ありがとうございます。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 先ほど、工藤委員から、残高で見ると3.5%しかというお話があったではないですか。あれは、私もその程度では関係ないと思ったのですが、別途、金利を書いたページがありますよね。これで、残高は3%しかないが、利息が実はインターネット銀行は高い可能性というのがあって、普通預金で見るとそんなに変わらないというか、ほとんど変わらないのですが、やはり定期預金だと明らかに違うのです。

これが、どの程度影響しているのかというところは興味深いところですが、総務省の検討会の資料で、第3回か第4回のところで、金利、利息の大きさで見ると、14~15%ぐらいがインターネット銀行から出ているという資料があって、資料11ページの東京都のシェアが突出した紫の矢印の部分が、10%ぐらい、東京都のシェアの47.2%のうちの10ポイントくらいはインターネット銀行による部分という話に繋がってきますので、先ほどの3.5%というところから推察されるほど影響は小さくはないと思うのです。そこは共有しておいた方がいいのかなと思いました。すみません。小西委員の方が詳しいのだらうと思いますので、私からは以上です。

【諸富小委員長】 補足的にありがとうございました。

では、小西委員、どうぞ。

【小西委員】 こちらの資料を見させていただき、皆様の御意見も拝聴させていただきながらいろいろ考えていました。実態としては、利子割は誰の所得から発生したのか分からないまま支払われており、総務省の検討委員会の方で議論をしていく中でも、大きな問題だと感じながら議論に参加しております。

委員の皆様からも御意見がありましたが、マイナンバーを中心として、デジタル化をやはり進めていかなければ、利子割の問題や個人住民税の課税のタイミングがずれているという問題も解決できない。だとすれば、先延ばしされている議論を、これを機に加速させていくというのは私も非常に重要なことだと考えております。

総務省の検討会で議論されていることと、今回追加でお配りいただいた資料に記載されている東京都としての意見に関しまして、実は方向性としては大きくずれていないのではないかと考えております。といいますのも、この総務省の検討会の中で再三言われているのが、原則は住所地課税にすべきであるということでした。また、今回の清算制度の導入は、あくまで中間点にすぎないと認識しながら議論を進めているところです。東京都が求める住所地課税を目指すという考えと共通すると思います。ただし、最初の方で小林委員が述べられたように、東京都だけがこのように突出して高い比率の税収を得ているという状況がある中で、その東京都が、問題を先送りするような主張をすることは、私もどうなのかなと思います。

また、小林委員からの直前の御発言にもありましたが、インターネット銀行は、期間限定の特別金利など様々な手法を用いて、預金を集めております。今でこそ都市銀行においても金利が0.2%となっていますが、ついこの間までは0.00何%でした。つまり、インターネット銀行と都市銀行の金利差が何百倍にもなってしまう状況があったわけです。令和3年度~5年度はある意味では「バブル的な状況」という認識は総務省の検討会でも共有されておりました。これが少しずつ落ち着いていくということも踏まえながらも、それでも生じる税収の偏りには問題があるという立場から議論を進めていく必要があると考えます。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 では、二点ほど。

既に議論がありますように、これは、低金利の産物だと思うのです。他の都市銀行の金利が限りなくゼロのときに、一部の銀行がプラスの金利を出したり、あるいは、先ほど小林委員からも御指摘のあったとおり、保険金払われたりということで、アブノーマルなものがあれば、そこに集中するわけなので、恐らくは、2010年代の

低金利だった中で生まれてきている現象なのだろうという気はします。逆に、これからトレンドが変わるかもしれないし、逆に、低金利を続けると、こうなるのだという証左なのかもしれないということだと思います。

より重要なのは、これからどうするかというところなのですが、テクニカルなことを先に言うと、所得割で按分するのはやめた方がいい。というのは、なぜかという、金融資産を多く持っているのは高齢者です。でも、所得割となると、年金収入はそんなに大したことないですので、恐らく、あまり対応していないと思うのです。ですので、勤労者の比重の多い所得割で、高齢者の比重の多い利子割を按分するのはあまり妥当とは言えないだろうというのが一つです。

それはテクニカルな話で、より重要なのは、附番することでありまして、これはまさに不作為でありまして、責められるべきは本来金融機関であって、2004年か2005年、政府税制調査会の中に金融所得課税の一体化についての小委員会があり、そこでもう既に議論がありました。当時、マイナンバーはなかったのですが、あのときはタックスナンバーと言っていました、納税者番号もどきを、要するに銀行口座に附番しなければならないだろうという議論は、もう20年前からあったわけなのです。でも、金融機関は20年間放置してきたわけです。

それに対して、むしろ真面目に対応していたのは証券会社の方で、これは配当とかキャピタルゲインとかいろいろあったからですが、特定目的口座についてはマイナンバーが附番されていますし、そうでなくても、きちんと個人住所が識別できるからこそ、配当割とか譲渡益割については住所地課税が実現しているわけです。要するに金融機関が怠けていたということであって、これは責められるべきは彼らの方ということになるはずですよ。

これからどうするかというときに、金融所得課税の一体化、これは問題が一体でありまして、これまでは金利がゼロだったので、いわゆるキャピタルロス（資本損失）を利子所得から引くなどという発想はなかったのですが、これから、恐らく損益通算の範囲を利子所得にまで広げていく必要性が出てくるはずです。そうなってくると、恐らく個人のマイナンバーと、銀行口座をひもづけていくことはマストになりますので、今回は利子割の話ですが、実際、裏にあるのは金融所得課税をどうするかという話で、損益通算を広げて一体化させていくということ。その上、利子割の住所地課税もできてくるという話になってくると思います。そうであれば、一丁目一番地は、やはりマイナンバーの附番だろうということです。

あとは、それができると、納税者にも損益通算というメリットがあるわけです。最近、公金受取口座などマイナンバーを附番する口座もできてきていますので、給付を受けるためにも附番をすることは必要ですし、御案内のとおり、今、金融資産を、例えば保険料とか自己負担に反映させようというときに、逆に考えると、特に高齢者の金融資産が少ない人には重点的な給付ができるようになるはずです。

そうであれば、単に税金が取られるという面ではなく、社会保障という観点からも、やはり銀行口座に対して正しく附番して捕捉しておくことが大事なだろうという、そういったメッセージになってくるのかなと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ひととおり御意見を伺うことができました。

やはり、マイナンバーの附番というのは非常に重要論点として、結果的に浮かび上がってきた感じがいたします。

それから、原因分析の点です。佐藤委員から、低金利時代の産物だったのではないかという点も含めて、ひとしきり原因分析については論点が出たなと思います。

では、他にももしある方がいましたら、まだ時間がありますので、後で挙手いただいて結構ですので、ここで池上会長、よろしいですか。

【池上会長】 ありがとうございます。

このテーマは、先ほどの法人課税全体の問題と違いまして、既に総務省の地方財政審議会で検討会が動いているので、それと同時並行でどういう議論をするのかという問題がございます。本当に、令和8年度税制改正で何を実現するのかよく分からないのですが、それに向けての問題がいろいろと明らかになってきております。

まず第一点、大原則は、利子割についても、住所地課税が必要であるということについては、恐らく異論がないところです。問題は、それをどうやって実現するのか、あるいは実現するまでどうするのかという二つの問題となるわけです。

実現が、今日、明日できるかと言ったとき、それはなかなか難しいのではないかという判断をすると、それでも、今、何か対処しようということになれば、先ほどの清算基準の問題になってきます。すなわち、清算基準で時間つなぎをしましょうと考えたときに、清算基準として何がいいのかという次の問題が出てくる。それについて、検討会の中でも、総務省から所得割額というたたき台のようなものが出されています。しかし、所得割額では、どうもあまりよろしくないのではないかという御意見も出されました。ということは、清算基準をどうするかという問題には、決着がまだついていないのではないかと、というのが今日の認識ではないかと思っております。

その上で、根本的な問題として、住所地課税を実現するために、いわゆる預貯金、ゆうちょ銀行も含めると預貯金と呼びますが、預貯金口座に対して、それぞれマイナンバーのような番号を附番するという形での対応が徹底されれば、それは可能になるのではないかと。つまり、配当とキャピタルゲインについてそれができているのだから、そういうことをやれば可能なのではないかと。もちろん、証券の口座と預貯金口座は、数が全く違いますので、それが可能かどうか分かりませんが、方向性としてはそうだろうということになる。しかし、それが果たして本当にできるのかどうかということになったときの、その実現のスピードが問題になるでしょう。

そうすると、先ほどもお話が出ていましたとおり、マイナンバーを預貯金口座にひもづけることを義務づけたとしても、時間がかかる。時間がかかったときに、では、マイナンバーにひもづけた口座の方が何か有利になる制度がつくれるのか。つまり、逆に、つけていないと何か不利に取り扱われる制度で動かしていけば、いずれはひもづけが進むのではないかと。そういう御意見もあったと思いますので、そういういろいろな工夫ができるのか、ということ議論していければいいと思います。

もう一つ、今日の議論の前提として、インターネット銀行のせいで、東京都に利子割の税収が集中しているのか。あるいは、一時扶養老保険の差益の問題があるのかなど、いろいろありました。これがなぜ、この二、三年だけ大きく出てきたのかというところについて、どうもまだ確定的な答えが見つからないわけではなさそうです。

ただし、今言われたとおり、今までは、一応、超低金利と言われる中で、従来型の銀行はすごく金利が低かったときに、インターネット銀行が特別な金利をつけて預金を集めていたので、そこで急に大きな差が出てきたのではないかと御議論もありました。

そういったところも、まだ数値的な検証が、少なくとも目に見える形で明らかになっているわけではないようですので、検証が必要ではないかと思えます。それも含めて検証が必要なのですが、今、お話にも出たとおり、金利がだんだん高くなっていくと、従来型の銀行も、利子をたくさん払うことになってくれば、逆に、支店がある銀行の利払いが増えれば、東京都のシェアが下がっていくというケースもあり得るので、令和7年以降、どういう結果が出てくるかを見なければいけません。

ただ、そういう原因を探る、あるいは今後の傾向を探ると同時に、制度改革については、住所地課税の実現に向けた工夫が必要だということでは、皆さんの意見は恐らく一致していると思いますので、あとは、それをどう進めるかという議論だと思って伺っておりました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

今の論点について、御発言のある方はいませんか。鴨田委員、どうぞ。

【鴨田委員】 やはり、マイナンバーを附番するというのも重要なのですが、私も相続を申告していると、皆さん、十も二十も口座を持っていたりして、新規の口座開設だったら可能かもしれませんが、今、持っている口座についてそれをやるとなると、金融機関がかなり大変な作業になっていますので、実務的にこの辺は何か考えないと難しいのではないかなと思います。

【諸富小委員長】 例えばどんな感じなのですか。資産があつて、実際に利子がそこに払われていっているの、どれか一個だけだと、結局、ほったらかしになってしまうという問題もある。

【鴨田委員】 本人は気がつかなくて、口座があつたりなどします。

【佐藤委員】 少しひどいことを言うと、少なくとも原則論として、預金口座を持っている人の住所地が分かっているのであれば、マイナンバーを附番してくださいねという要請ができるはずなのです。もっとひどいことを言うと、一定期間マイナンバーを附番しない口座については凍結してしまえばいい。

【諸富小委員長】 すごい。

【佐藤委員】 これは、幽霊口座が実際そうだと思います。

実際、凍結されたら困るじゃないですか。びっくりして銀行に連絡して、そうしたら、附番して解除すればいい。恐らく、ずっと凍結されているのは本気で幽霊口座です。そういう幽霊口座の回収の話が今ありますので、10年経ったら国庫に入れればいいというだけのことです。クレジットカードが使えなくなったりして、慌てていろいろ手続をしたりするのはあるある話ですので、同じことを銀行でやればいいということです。

【諸富小委員長】 そういう方法もあるということですね。

他にはいかがでしょうか。

土居委員、どうぞ。

【土居委員】 附番の可能性ですが、これは佐藤委員も御存じだと思いますが、とある審議会で、銀行界の重鎮クラスの方が、預金にマイナンバーを附番せよと公言しておられます。議事録が今日時点で出ているか分かりませんが、ですので、それなりに銀行界も本気だと受け止めた方がいいのではないかなというのは私の意見です。

【諸富小委員長】 鴨田委員がおっしゃった、銀行にとっての手間暇、コストというのはよく言われてきましたが、そこまでの発言をされたということは、そこも多分、飲み込んでのことなのでしょうね。

【佐藤委員】 ただ、都市銀行の方なので。

【土居委員】 銀行界を代表しておられる方なので、もちろん、都市銀行しかできないということでおっしゃっているのではないとは思いますが、ただ、少なくとも、今までみたいに手間がかかるから、できるだけ附番の事務作業はこちらに振ってこないでほしいという尻込みの仕方は、あまり感じられないと言いますか、そこまで踏み込んで御発言されるというのは、それなりの業界の雰囲気や状況を反映しておっしゃっていると私は認識をしています。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。そういうことですね。極めて有益な情報ですね。

この都税調でも、やはり税制のデジタル化の議論をここ二、三年やってきただけに、そういった附番というのは決定的に重要なポイントで、でも、なかなか突破できないというのがありましたので、銀行側でどういう事情の変化でこれを受け入れる、あるいは、むしろ積極的にやらなくてはいけないとなったのか自体にも興味がありますが、雰囲気の変化を感じさせるもので、だんだん社会がデジタル化していった、こういったものやっていると、銀行業もやっていけないという認識に変わってきたのかどうか分かりませんが、いずれにせよ、今日の議論にとってはポジティブな方向ですね。ありがとうございました。

他にはいかがですか。

会長、何かありますか。大丈夫ですか。

【池上会長】 いえ、特にありません。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、大体意見が出尽くしたと思いますので、今日は、後半も大変有益で、私も大変勉強になりました。委員の皆様方の御意見から大変学ばせていただきました。

では、今日の議論はこれにて終了とさせていただきたいと思います。

事務局から事務連絡、次回の日程等の御説明をお願いいたします。

【齋藤税制調査課長】 本日の議事録につきましては、後日、東京都税制調査会のホームページにて公表いたします。掲載前に、発言内容の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第3回小委員会の日程についてお知らせいたします。

次回は、8月21日木曜日、午後2時から午後4時まで、2時間の予定で開催させていただきます。会場につきましては、決まり次第御連絡いたします。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 それでは、本日の議題はこれで終了いたします。本日は、お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございました。これをもちまして第2回小委員会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

— 了 —